

旅行業取扱料金表（国内旅行）

（旅行業法 第12条の4による取引条件説明書面）

この度は当社をご利用頂き、誠に有難うございます。当社ではお客様の旅行取扱に際し、次の旅行業務取扱料金を申し受けます。

- お申込金
ご旅行のお申込金として旅行代金の**30%**相当額以上をお預かり致します。なお、お申込金は旅行代金の一部として繰り入れます。
- 旅行取扱料金（手配旅行契約）

(1) 取扱料金

ご旅行の予約手配、クーポン券類の発行、確認発券（お客様がご自身でされたご予約を当社の責任において確認し、クーポン券類を発行すること）に対しまして次の金額を申し受けます。

取扱料金	宿泊機関と運送期間等の手配が複合した場合	旅行費用合計額の 20% （下限は下記の取扱料金下限の合算額とします）
	宿泊機関単一手配の場合	宿泊機関1件1手配につき 540円
	運送期間単独の場合	運送期間1件1手配につき 1,080円

※手配とは予約の必要のない発券のみも含まれます。

(2) 取消・変更に係わる取扱料金

お客様のご都合により変更または取消のお申出があった時は、前項(1)及び次の金額を申し受けます。

変更手数料	宿泊機関の予約変更	1件1手配につき 540円
	運送期間の予約変更	1件1手配につき 540円
	運送期間と宿泊の複合手配	1件1手配につき 540円
取消手数料	宿泊機関の予約取消	1件1手配につき 540円
	運送期間の予約取消	1件1手配につき 540円
	運送期間と宿泊の複合手配	1件1手配につき 540円

※運送・宿泊機関等の定める取消料、違約料、その他の名目ですでに支払い、またこれから支払う費用は別途申し受けます。

※全ての旅行手配完了の後、お客様のお申出により、旅行を取消される場合にも旅行取扱料金を申し受けます。また、手配の一部が終了している場合はその割合に応じ取扱料金を申し受けます。

3. 旅行相談料金（旅行相談契約）

相談 料金	(1) 旅行計画作成の為の相談	基本料金(30分まで 3,240円) と以降 30分ごとに 1,070円
	(2) 旅行の日程表作成	1件につき 3,240円
	(3) 旅行に必要な見積書の作成	1件につき 3,240円
	(4) 旅行地及び運送、宿泊機関等の情報提供	1件につき 1,080円(A4 1枚)

※上記相談料金は当社の旅行業者代理業は対象外です。

4. 添乗サービス料金

お客様からのご依頼で添乗員を同行させるときは次の金額を申し受けます。

添乗員サービス料金	添乗員 1名 1日につき 32,400円
-----------	----------------------

※添乗員の交通費等、必要経費は実費を申し受けます。

5. 通信連絡料金

通信連絡料金	お客様の依頼により、特別又は緊急手配・変更・取消のため連絡した場合	1件につき 540円
--------	-----------------------------------	------------

※通信費は別途申し受けます。

上記、旅行業務取扱料金。旅行相談料金、添乗サービス料金、通信連絡料金には消費税が含まれております。
(2020年4月1日改正)